

「国家が奨励する集積回路企業の認定に関する管理弁法(試行)について」

2005年12月1日更新

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ この情報は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家が奨励する集積回路企業認定管理弁法(試行)

発改高技[2005]2136号

第一条 企業が国务院「ソフト産業および集積回路産業発展に関する若干の政策(国発[2000]18号、以下「若干政策」という)」および関連優遇政策を享受し、わが国の集積回路産業の発展を更に進めるため、「若干政策」第49条および関連規定に基づき本弁法を制定する。

第二条 本弁法にいう集積回路企業とは、中国国内(香港、マカオ、台湾を含まず)法に従い設立された集積回路チップ製造、包装、測定試験および6インチ以上の単結晶シリコン材料生産ができる独立法人資格を有する組織のことを指し、集積回路設計企業は含まない。

第三条 国家発展改革委員会、情報産業部、国家税務総局および税関総署は集積回路企業認定部門(以下、「主管部門」という)であり、全国の集積回路企業の認定管理に関する責任を負う。その職責は以下のとおり:

- (一)集積回路企業認定機構(以下、「認定機構」という)を組織し、認定作業を行う
- (二)全国の集積回路企業認定作業の監督、検査を行い、認定結果について審査批准する
- (三)認定結果、年度検査結果および関連する異議申し立てを受理する

第四条 主管部門は共同して中国半導体協会に集積回路企業認定機構を委託し、集積回路企業認定および年度検査作業の責任を負わせる。その職責は以下のとおり:

- (一)集積回路企業認定申請の受理
- (二)集積回路企業認定の具体的手続きを実施し、認定意見を提出する
- (三)集積回路企業の年度検査を行い、併せて主管部門に結果を報告、登録する

第五条 認定申請を行う集積回路企業は以下の条件を充足する必要がある。

- (一)集積回路チップ製造、包装、測定試験および6インチ以上の単結晶シリコン材料を生産する適法に設立された企業であること
- (二)集積回路製品生産に相応しい生産経営場所、ソフト・ハード設備、人員等の基本条件を具備し、その生産工程が集積回路製品生産の基本工程、管理規範に符合し、当該製品の生産手段と能力を具備していること
- (三)自己(委託加工を含む)生産する集積回路製品の販売収入が企業の当該年度収入の60%以上であること(新規設立企業を含まず)

(四) 企業主管税務機関が悪意による税金未納あるいは脱税等違法行為がないと認定すること

第六条 集積回路企業認定申請時には、認定実施細則で要求する関連資料を提出しなければならない。提出する資料およびその内容は真実で有効なものでなければならない。

第七条 集積回路企業の認定は、認定機構へ申請書を提出して行う。認定機構は関連の実施細則に照らして審理を行い、15 営業日以内に主管部門に対して認定意見および関連資料を提出する。国家発展改革委員会は情報産業部、国家税務総局、税関総署と合同して、45 営業日以内に連名で確定あるいは否定の意見を認定機関へ伝達する。

第八条 認定結果は認定機構のウェブサイトおよび関連のメディアで公表し、社会的な監督を受ける。

第九条 国家は認定集積回路企業に対して年度検査を実施する。企業は認定機構に対して年度検査報告書を提出し、認定機構は年度検査意見を添えて主管部門へ報告し登録する。

第十条 企業は定められた期限までに認定機構へ年度検査報告書を提出する。期限内に報告しない企業は自ら認定資格を放棄したものとみなす。年度検査不合格の集積回路企業は、その認定資格を次年度から取消す。

第十一条 既認定の集積回路企業に組織変更(原文:「調整」)、分割(原文:「分立」)、合併、組織再編(原文:「重組」)等の変更事情が発生した場合は、変更決定の日から30日以内に、原認定機構において変更認定手続きあるいは再申請の手続きを行わなければならない。

第十二条 集積回路企業の脱税等違法行為が発覚した場合は、事実確認の後、当該企業認定資格を取り消し、関連の優遇施策の享受を停止する。

第十三条 虚偽の資料や内容により集積回路企業認定申請を行ったことが審査の際に判明した場合は、その認定申請を中止する。既認定の場合は、当該集積回路企業認定資格を撤回し、併せて通報し、同時に既減免税収項目について追徴する。認定機構は3年間当該機構の申請を受理しない。

第十四条 既認定の集積回路企業は、主管部門が連名で発行する認定証により、関連部門において優遇施策享受関連の手続きを行う。

第十五条 本弁法についての解釈は国家発展改革委員会、情報産業部、国家税務総局、税関総署が責任を負う。

第十六条 本弁法は交付の日から施行する。